

「食品大目付そうけんくん辞書」 利用約款

第1章 総 則

第1条 (用語の定義)

本利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。その他の用語については、特に断りのない限り、「食品大目付 そうけんくん」利用規約（以下「原規約」という。）の定義に従います。

用語	用語の意味
(1) 「食品大目付そうけんくん辞書」	本利用約款に基づき当社が会員に提供する食品添加物等に関する情報サービス（以下「本サービス」という。）
(2) 会員	本利用約款を全て承諾の上、本サービスの利用申込をした法人で、当社が会員登録を承認した法人、その他「食品大目付そうけんくん」のサービス利用契約を締結した法人、団体又は個人。
(3) ユーザーID	本サービスにアクセスするための、端末から入力するIDとパスワードを組み合わせた符号
(4) 利用契約	本利用約款に基づき当社と会員との間に締結される本サービスに関する契約
(5) サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

第2条 (利用約款の適用)

- 1 当社は、本利用約款に基づき、本サービスを提供します。
- 2 本利用約款は、当社と各会員との間の、本サービスの利用に関し適用されるものとしします。
- 3 本利用約款は、原規約の一部を構成し、原規約も当社と各会員との間の、本サービスの利用に関し適用されるものとししますが、原規約の内容と本利用約款の内容に相違がある場合、本利用約款の内容が優先的に適用されるものとしします。

第3条 (通知)

- 1 当社から会員への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 前項の規定に基づき、当社から会員への通知を電子メールの送信または当

社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がサービス用設備に入力された日に行われたものとします。

第4条（利用約款の変更）

- 1 当社は、本利用約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、会員の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、当社ホームページ上で変更内容を掲示し、この掲示をもって約款変更の通知が完了したものとします。

第2章 本サービス利用契約の締結等

第5条（利用の申し込み）

本サービスの利用の申し込みは、申込者が、オンラインサインアップで当社所定の手続を完了させたときに、申し込みがなされたものとみなします。

第6条（申し込みの承諾）

当社と会員（「食品大目付 そうけんくん」全体のサービス利用契約を締結した法人、団体又は個人を除きます。）との間の利用契約は、前条（利用の申し込み）に定める方法による申し込みに対し、当社が申込者に対し、当該申し込みを承諾する旨の通知を発信したときに、成立するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあり、この場合には利用契約は初めから成立しなかったものとします。

本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。

- (1) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかなきまたは債務の履行が困難と想定されるとき。
- (2) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、入会申込

の際に法定代理人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。

- (3) 申込者が、申し込み以前に本サービスの提供に関する利用契約が当社から解除または解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。
- (4) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。

第7条（会員資格）

- 1 会員（「食品大目付 そうけんくん」全体のサービス利用契約を締結した法人、団体又は個人を除きます。以下、本条において同様とします。）の資格の発生は、申込者から会費の入金となされ、当社で入金を確認した時点で会員登録完了となります。
- 2 会員資格の期間は、当社に対する会費の入金となされた日から1年間後の日が属する月の末日までとします。
- 3 会員の継続については、資格満了日の1ヶ月前までに、当社より次期間の会員継続の意思確認のご連絡をいたします。資格満了日前までに、次期間の会費が支払われることで会員資格は継続されるものとします。

第8条(会員の地位の承継)

- 1 法人の合併により会員の地位を承継したものは、承継をした日から60日以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。
- 2 会員について組織変更等があったときは、当社が会員の同一性及び継続性があると判断した場合に限り、前項（会員の地位の承継）と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

第9条（会員の名称等の変更）

会員は、その氏名もしくは法人名、住所もしくは所在地または利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更したときは、変更があった日から30日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

第10条（会員からの解約）

会員（「食品大目付 そうけんくん」全体のサービス利用契約を締結した

法人，団体又は個人を除きます。)は，ID とパスワードを当社に返却することにより，利用契約を解約することができます。但し，この場合においても，いったん支払われた会費は返金いたしません。

第 11 条 (当社からの解約)

- 1 当社は，第 2 1 条 (利用の停止) の規定により，本サービスの利用を停止された会員が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は，サービス利用契約を解約できるものとします。但し，この場合においても，いったん支払われた会費は返金いたしません。
- 2 当社は，会員が利用契約を締結した後になって第 6 条 (申し込みの承諾) の第 1 号ないし第 5 号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合，第 2 1 条 (利用の停止) 及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。但し，この場合においても，いったん支払われた会費は返金いたしません。
- 3 当社は，前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには，その会員に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第 12 条 (端末機器の設置・維持管理)

会員は，本サービスを利用するにあたっては，自らの費用と責任により端末機器を設置し，本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第 3 章 本サービス

第 13 条 (サービスの目的と注意事項等)

本サービスの目的と注意事項等は，以下とおりです。

1. 本サービスの目的について

- (1) 本サービスのうち食品添加物情報を提供するサービスは，日本における食品添加物規制状況と，米国，ヨーロッパ並びにFAO/WHO合同食品規格委員会における安全性評価状況等について，以下の収載範囲に掲げられた情報のみに基づき対比したものであって，あくまでも，会員自身による情報収集・整理の時間及び労力を軽減することを目的として提供する情報サービスです。

【収載範囲】

- (i) 食品衛生法施行規則第3条にもとづく「別表第1」に掲げられている和名および和名別名、使用基準
- (ii) 昭和34年12月28日厚生省告示第370号にもとづく「食品、添加物等の規格基準—第2添加物D成分規格・保存基準各条」の項目に掲げられている英名
- (iii) 「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）「別添添加物2-1既存添加物名簿収載品目リスト」
- (iv) Official Journal of the European Communitiesによる「着色料指令(94/36/EC、1994年6月30日採択)」「甘味料指令(94/34/EC、1994年6月30日採択)」「着色料と甘味料以外の食品添加物指令(95/2/EC、1995年2月採択)」の各付属書にてEUが許可している添加物英名とそのENo.。
- (v) Code of Federal Regulations Title21のうち下記のPartに掲げられている添加物英名及びコード。
 - ・Part73 : Listing of color additives exempt from certificationのうち食品用のもの
 - ・Part74 : Listing of color additives subject to certificationのうち食品用のもの
 - ・Part172 : Food additives permitted for direct addition to food for human consumption
 - ・Part173 : Secondary direct food additives permitted in food for human consumption
 - ・Part180 : Food additives permitted in food or in contact with food on an interim basis pending additional study
 - ・Part181 : Prior-sanctioned food ingredients
 - ・Part182 : Substances generally recognized as safe、
Part184 : Direct food substances affirmed as generally recognized as safeのうち、スパイス類、天然・合成香料、精油に類するものを除く。
- (vi) FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会(JECFA)により評価を受けた食品

添加物。『第6版新食品添加物マニュアル(2021年4月1日日本食品添加物協会)』に記載されている「JECFA評価品目リスト」に盛り込まれている食品添加物。

(vii) 「類又は誘導体として指定されている18項目の香料に関するリストについて」
(令 和6年3月15日 健生食基発0315第6号・健生食監発0315第4号)

*なお、当社は、当社が上記各情報の改正等の情報を確認したときは、遅滞なく当該情報を更新することを予定していますが、常に最新の情報に基づいて本サービスを提供することを保証しません。

(2) 本サービスは、食品衛生法等の食品添加物情報、残留農薬、検査命令などの情報等をまとめたものであって、食品を販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列するとき使用できるようにすることを直接の目的として提供するものではありません。

(3) 本サービスは、当社所定のウェブブラウザを通じて提供されるものとします。

2. 本サービスの利用上の注意事項について

(1) 本サービスにおける許可状況判断は、個々の添加物の成分規格まで考慮したものではありません。

(2) 本サービスにおける許可状況判断は、日本国内に於ける法律に基づいた判断であって、日本国以外の諸外国に於ける法律に基づいたものではありません。

(3) 会員において食品を輸出するときは、会員各位の判断と責任において相手国の状況をよくお確かめください。

(4) 会員において食品を販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列するときは、会員各位の判断と責任において、厚生労働省検疫所や都道府県等で最新の情報を入手した上でおこなってください。当社は、当社が本サービスの対象となる情報の改正等の情報を確認したときは、遅滞なく当該情報を更新することを予定していますが、常に最新の情報に基づいて本サービスを提供することを保証しません。

- (5) 本サービスは、全ての情報について、その完全性・正確性・信頼性を保証するものではありません。

第 14 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、本利用約款で特に定める場合を除き、日本国内に限ることとします。

第 15 条 (本サービスの廃止)

- 1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、会員に対し廃止する日の 10 日前までに通知します。

第 4 章 会費

第 16 条 (本サービスの会費等)

- 1 本サービスを利用するための会費は、当社が別途定めるとおりとします。なお、「食品大目付 そうけんくん」全体のサービス利用契約を締結した法人、団体又は個人においては、同サービスの対価に含まれるものとします。
- 2 いったん支払われた会費は、本利用約款に特別の定めのない限り、返金いたしません。
- 3 会費の支払いにかかる手数料は会員の負担とします。
- 4 会費については、事前に通知の上変更することがあります。但し、会費変更に伴う差額の請求および返金はいりません。
- 5 会員が本サービスを利用するための通信費は会員の負担とします。
- 6 第 7 条 2 項の期間において、本サービスの提供の中止その他の事由により会員が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)が生じたときであっても、会員は、その期間中の会費の支払を要します。但し、本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により利用不能の状態が 1 ヶ月間以上連続した場合、年会費の 1/2 分の 1 の金額に利用不能の月数 (1 ヶ月間に満たない日数は切り捨て) を限度として、会費の一部を返還いたします。

第5章 会員の義務等

第17条 (ユーザ ID 及びパスワード)

- 1 会員は、ユーザ ID を第三者（当該会員の役職員を除く。以下、本条において同様とする。）に貸したり、第三者と共有しないものとします。
- 2 会員は、一つのユーザIDによって同時に複数の端末から本サービスにアクセスできるものとします。
- 3 会員は、ユーザID に対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
- 4 会員は、会員のユーザ ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、会員自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または過失によりユーザ ID またはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

第18条 (自己責任の原則)

- 1 会員は、次の各号の事項を了承した上で、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスにより提供される情報は逐次更新しておりますが、中には判断が明確でない情報も含まれていることを前提としています。
 - (2) これらの添加物を使用した加工食品の表示に際しては、会員において各都道府県の担当部署に確認したうえで行ってください。
 - (3) 最終製品の表示について、当社はいっさい責任を負いません。
 - (4) 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
- 2 会員は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。会員が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 3 当社は、会員がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは会員に当該損害の賠償を請求することができます。

第6章 情報更新の停止，サービス利用の中止及び停止

第19条（情報更新の停止）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生したとき、またはその他やむをえない事情によって当社が本サービスの情報を更新することが困難と判断した場合、本サービスの情報の更新を一定期間停止することがあります。

第20条(保守等によるサービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社のサービス用設備の保守もしくは工事の場合、又は本サービスの情報の更新・変更等を行う場合
- (2) サーバー、ネットワーク機器、回線の故障・停止、停電・天災等の場合
- (3) 前条（情報更新の停止）の規定により、本サービスの情報の更新を一定期間停止している場合

第21条（利用の停止）

- 1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの会費を支払わない場合。
 - (2) 会員が本利用約款に違反した場合。
 - (3) 当社が、会員として不適当と判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を会員に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償等

第22条（損害賠償の制限）

当社の責に帰すべき事由により、会員が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、この利用約款で特に定める場合を除き、当社が当該会員における利用不能を知った日から起算して1ヶ月間以上その状態が継続した場合に限り、年会費の1/2分の1の金額に利用不能の月数（1ヶ月間に満たない日数は切り捨て）を乗じた金額を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から

生じた損害，逸失利益を含む間接損害については，当社は賠償責任を負わないものとします。

第23条（免責）

- 1 当社は，この利用約款で特に定める場合を除き，会員が本サービスの利用に関して被った損害については，債務不履行責任，不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。但し，消費者契約法が適用される場合において，当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については，この限りではありません。
- 2 当社は，本サービスによってアクセスが可能な情報について，その完全性，正確性，有用性または適法性を保証しないものとします。
- 3 当社は，会員が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して，一切責任を負わないものとします。

以上

附則(2024年7月1日)

(実施期日)

この規約は2024年7月1日から実施します。